

「人にやさしいまちづくり条例」

R8年
4月1日
開始!

の手続きは

オンライン

が便利です



簡単 **4** ステップ で届出可能です

STEP 1

必要なデータを準備



届出書、指定項目表、案内図、配置図、床面積求積図、平面図、立面図、断面図等

(注)・代理者が届出を行う場合は事業主の押印がある委任状が必要です
・データ形式はPDFに限ります

STEP 2

届出サイトにアクセス

いわき市 やさまち 検索



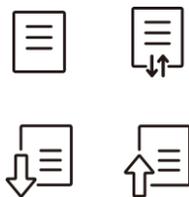
「届出受付フォーム」へ

<https://logoform.jp/form/NczP/1290970>

市公式ホームページまたは上記URLからアクセス

STEP 3

届出情報を登録



・届出者名、施設所在地、施設用途等を入力
・届出書、指定施設項目表、各種図面を登録

STEP 4

受付完了



送信完了後に届くメールに記載されたURLにアクセスし、受付日と受付番号を確認

受付完了までの詳細及び以降の流れは裏面へ

いわき市 建築指導課 建築審査係(本庁舎7階)

〒970-8686 いわき市平字梅本21



0246-38-9095

(平日 8:30~17:00 ※12:00~13:00除く)

裏面
あります

受付完了までの詳細

受付以降の流れ

STEP 1

必要なデータを準備

1. 届出書・指定施設項目表

届出書(指定施設新築等工事計画届出書)と指定施設項目表の様式を市公式ホームページからダウンロードし、必要事項を記載してください。

■キーワード検索

- 「いわき市 やさまち」で検索
 - » 「人にやさしいまちづくり条例の届出について」
 - » 「必要書類」

■ホームページURL

<https://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1736387603471/index.html>

2. 各図面(任意様式)

案内図、配置図、床面積積積図、平面図、立面図、断面図 等

3. 委任状(任意様式)

事業主の押印があるものがが必要です。

【留意事項】

- 届出をする施設が「**小規模施設**」に該当する場合は、「**小規模施設用**」の指定施設項目表に記載してください。詳しくは市公式ホームページを参照してください。
- 各図面には指定施設項目表の内容を図示してください。

STEP 2

届出サイトにアクセス

市公式ホームページまたはURLからアクセスしてください。

■キーワード検索

- 「いわき市 やさまち」で検索
 - » 「人にやさしいまちづくり条例の届出について」
 - » 「届出方法」 » 「届出受付フォーム」

■ホームページURL

<https://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1736387603471/index.html>

■受付フォームURL

<https://logoform.jp/form/NczP/1290970>

STEP 3

届出情報を登録

入力フォームに必要事項を入力し、届出書・指定施設項目表・各図面・委任状データを登録をしてください。

【留意事項】

- 登録できるデータ形式はPDFのみです。
- ファイルサイズの上限は10MBです。
- 登録完了時点では「**仮受付**」となります。
- 登録内容等に不備があった場合は市担当者からメールで連絡しますので、訂正したデータをメールで送信してください。

STEP 4

受付番号を確認

入力フォーム登録後に届く「送信完了」メールに記載されたURLにアクセスし、受付日と受付番号を確認してください。

【留意事項】

- 受付日と受付番号をURL先に反映するまでに2~3日程度要します。
- 反映まではURLにアクセスしても何も表示されません。
- オンライン届出の場合は、副本の返却はありません。

以降は「受付以降の流れ」を確認 ▶▶▶

